

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和7年3月3日（月） 午後3時13分開議
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第33号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○出席委員 8名

総務生活委員会	井坂章	委員長
	井坂涼子	副委員長
	鎌田政人	委員
	田中高司	委員
	鈴木道生	委員
	雨澤正	委員
	大内聖仁	委員
	打越浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄井宏安 議長

○説明のため出席した者

総務部	小倉健	総務部長
	西野浩文	総務部参事兼総務課長
	梅原忠	総務部参事兼人事課長
	二川和久	人事課長補佐
	清水浩幸	人事課係長
	赤塚雄也	人事課主任

○事務局職員出席者

議会事務局	石崎聡一郎	局長
	益子太	係長
	佐藤ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和7年3月3日（月）

午後 3 時 1 3 分 開会

○井坂（章）委員長 ただいまから総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案 1 件です。

それでは、議案第 3 3 号 ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和 7 年定例会、第 1 回 3 月定例会、議案、議案第 3 3 号の順にフォルダをお開きください。また、追加説明資料があります。格納先は、S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和 6 年度、令和 7 年 3 月 3 日、配付資料のフォルダです。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第 3 3 号、給与条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案書は全部で 5 4 ページと大部なんですけれども、別途配付させていただいております説明資料をご覧くださいまして、そちらで説明していきたいと思っております。配付の説明資料に沿ってご説明申し上げます。

今回の改正は、一般職、それから水道企業職員、特別職、会計年度任用職員等の給与手当に関する条例を一括して改正するものでありまして、説明資料に改正内容を整理してまとめてあります。

まず 1 番目の改正理由です。今回の改正は、令和 6 年 8 月 8 日に人事院から発出されました国家公務員の給与改定に関する勧告及びこの勧告に基づく国家公務員に係る給与法の一部改正を踏まえまして、市職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものです。

2 として、主な改正内容です。

まず、（1）給料表の改定です。一般職及び会計年度任用職員の給料表の月額につきまして、それぞれ平均で 3. 1 % 引き上げます。この改定につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用となります。

次に、（2）期末手当・勤勉手当の改正です。①としまして、正職員及び会計年度任用職員につきまして、期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0. 0 5 月引き上げまして、改正後の年間の期末・勤勉手当は 4. 6 0 月となります。②としまして、再任用職員につきましては、期末手当・勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0. 0 2 5 月引き上げ、改定後は年間 2. 4 0 月となります。③として、特別職については期末手当の支給割合を 0. 0 5 月引き上げまして、改定後は年間 3. 4 5 月となります。こちらに該当するのは市議会議員の皆さん、それから市長、副市長、水道事業管理者、教育長となります。この改定につきましても、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用いたします。このため、令和 6 年度分につきましては 1 2 月の支給割合に一括して加算いたしまして、3 月に支給いたします。令和 7 年度以降については、6 月及び 1 2 月の支給割合に均等に分けて加算いたします。

次に、（3）扶養手当の改正です。これより下の各手当の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から適

用となります。配偶者に係る扶養手当を廃止いたしまして、子に係る扶養手当を増額いたします。①配偶者に係る手当は現在6,500円のところを廃止となりますが、経過措置として令和7年度は3,000円に減額して支給となります。②の子に係る手当の額ですが、現在1万円のところ1万3,000円に増額となりますが、令和7年度は段階的な増額措置として1万1,500円の支給となります。

次に、(4)通勤手当の改正です。公共交通機関による通勤手当の支給限度額の引上げでありまして、在来線の特急による通勤手当の支給限度額を月額15万円に引き上げます。

次に、(5)管理職員特別勤務手当の改正です。支給対象となる時間帯につきまして、現在午前0時から午前5時となっているところ、午後10時から午前5時ということで時間帯を拡大いたしまして、災害など緊急時対応等の勤務実績に応じた処遇を改善いたします。

最後に、(6)再任用職員に支給する手当の種類改正です。こちらでは再任用職員にも住居手当を支給できるように改正いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井坂(章)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○井坂(章)委員長 次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 ないということですね。

以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午後3時21分 閉会